

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第44号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
目次	目次																												
第1章～第3章（略）	第1章～第3章（略）																												
第4章 出先機関	第4章 出先機関																												
第1節～第2節（略）	第1節～第2節（略）																												
第3節 文化・観光部関係出先機関	第3節 文化・観光部関係出先機関																												
第1款・第2款（略）	第1款・第2款（略）																												
第3款 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> （第19条の3）	第3款 <u>富士山世界遺産センター</u> （第19条の3）																												
第4款（略）	第4款（略）																												
第4節～第6節（略）	第4節～第6節（略）																												
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）																												
附則	附則																												
（課等の所掌事務）	（課等の所掌事務）																												
第12条 第10条に規定する局及び課並びに総務監、経理監及び政策監の所掌事務は、次のとおりとする。	第12条 第10条に規定する局及び課並びに総務監、経理監及び政策監の所掌事務は、次のとおりとする。																												
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）																												
(5) 文化・観光部	(5) 文化・観光部																												
<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課等</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">文化局</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>富士山世界遺産課</td><td>(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u>に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></tbody></table>	局	課等	所掌事務	（略）			文化局	（略）		富士山世界遺産課	(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> に関すること。	（略）			<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課等</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">文化局</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>富士山世界遺産課</td><td>(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター</u>に関すること。</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></tbody></table>	局	課等	所掌事務	（略）			文化局	（略）		富士山世界遺産課	(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター</u> に関すること。	（略）		
局	課等	所掌事務																											
（略）																													
文化局	（略）																												
	富士山世界遺産課	(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> に関すること。																											
（略）																													
局	課等	所掌事務																											
（略）																													
文化局	（略）																												
	富士山世界遺産課	(1)～(3)（略） (4) <u>富士山世界遺産センター</u> に関すること。																											
（略）																													
(6)～(8)（略）	(6)～(8)（略）																												
2・3（略）	2・3（略）																												

第3款 富士山世界遺産センター開設準備事務所

第19条の3 静岡県富士山世界遺産センターの開設の準備に関する事務を処理するため、静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所（以下「富士山世界遺産センター開設準備事務所」という。）を富士宮市宮町に置く。

2 富士山世界遺産センター開設準備事務所に、次の課を置く。

- 企画総務課
- 学芸課
- （出先機関の副所長等）

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		
副館長	県立美術館、地球環境史ミュージアム及び茶の都ミュージアム	(略)
(略)		
教授	地球環境史ミュージアム及び <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u>	(略)
(略)		

第3款 富士山世界遺産センター

第19条の3 世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を後世に継承し、及び県民文化の向上に寄与するため、静岡県富士山世界遺産センター（以下「富士山世界遺産センター」という。）を富士宮市宮町に置く。

2 富士山世界遺産センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 富士山世界遺産センターの企画及び運営に関すること。
- (2) 世界遺産富士山に係る調査研究、普及及び指導助言並びに保存等に関すること。

3 富士山世界遺産センターに、次の課を置く。

- 企画総務課
- 学芸課
- （出先機関の副所長等）

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関等	職務
(略)		
副館長	県立美術館、地球環境史ミュージアム、 <u>富士山世界遺産センター</u> 及び茶の都ミュージアム	(略)
(略)		
教授	地球環境史ミュージアム及び <u>富士山世界遺産センター</u>	(略)
(略)		

准教授	地球環境史ミュージアム及び富士山世界遺産センター開設準備事務所	(略)	准教授	地球環境史ミュージアム及び富士山世界遺産センター	(略)
(略)			(略)		
主任研究員	必要と認める試験研究機関、富士山世界遺産センター開設準備事務所及び茶の都ミュージアム	(略)	主任研究員	必要と認める試験研究機関、富士山世界遺産センター及び茶の都ミュージアム	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく静岡県富士山世界遺産センターの勤務を命ぜられたものとする。
- 3 この規則の施行の際現に静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所の教授、主査、准教授、主任又は主任研究員の職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく静岡県富士山世界遺産センターの教授、主査、准教授、主任又は主任研究員の職に補せられたものとする。

(静岡県財務規則の一部改正)

- 4 静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては、副館長）をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、<u>富士山世界遺産センター</u>及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては、副館長）をいう。</p>

(24)～(35) (略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、

(24)～(35) (略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊東高等学校、伊東商業高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学

	富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署
(略)	

	校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、大仁警察署、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署
(略)	

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター開設準備事務所</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
(略)	

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	東部危機管理局、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部県民生活センター、 <u>富士山世界遺産センター</u> 、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、東部看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、畜産技術研究所、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、沼津技術専門校、あしたか職業訓練校、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。